

り災証明と被災状況別に支給される金額

被災度判定と罹災証明

①現地調査

- ・ 住家被害調査票を用いて自治体職員等が住家の被害状況を評価。内容は簡潔で、専門知識がなくても調査、判断可。

②被災度判定、結果通知

- ・ 現地調査結果のチェックが行われ、被災度が決定

③り災証明発行、支援の申請

- ・ 結果が不満の場合は不服申し立てをする。結果が出るまでに数か月かかることもある。

④支援金の受給

- ・ 応急修理をしない場合は、52万円は受給できない。半壊、一部損壊の場合、応急修理以外の選択をした場合、支援金なし！
- ・ 世帯の規模、所得により支援金の額が変わる

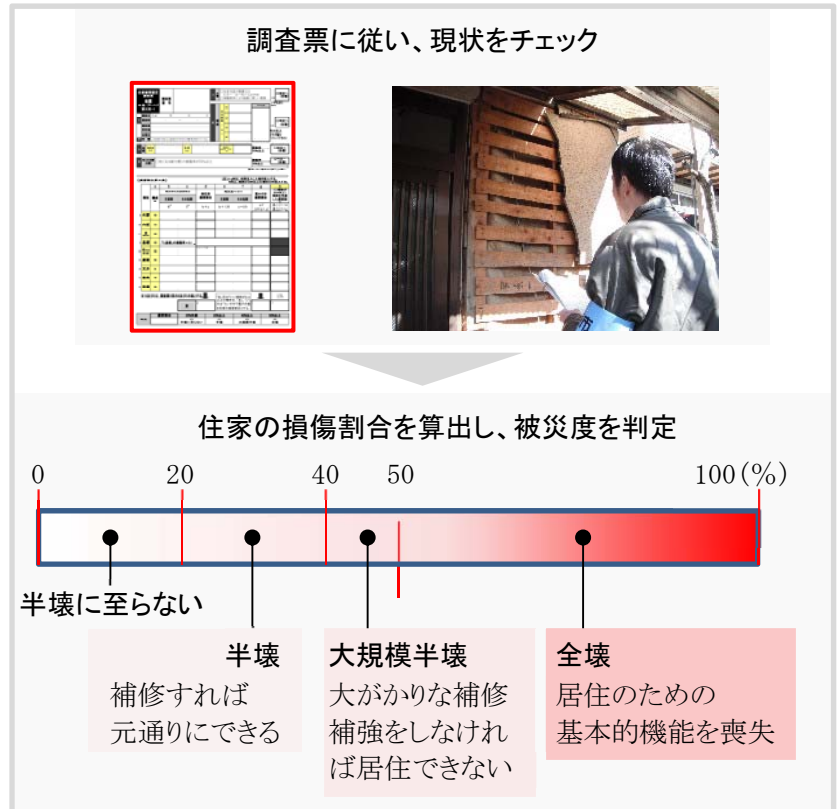


表 被災状況別に支給される金額

東日本大震災

判定	住宅の応急修理制度	被災者生活再建支援制度（基礎支援金+加算支援金）
全壊	一世帯あたり最大 52 万円 ※半壊は所得制限あり、全壊は応急修理で解決する場合	複数世帯:200 万(100+100)
大規模半壊		単身世帯:150 万(75+75) 複数世帯の 3/4
半壊		複数世帯:150 万(50+100)
一部損壊	なし	単身世帯:112.5 万(37.5+75) 複数世帯の 3/4
		なし
		なし

熊本地震

判定	住宅の応急修理制度	被災者生活再建支援制度（基礎支援金+加算支援金）
全壊	なし	複数世帯:200 万(100+100)
大規模半壊	一世帯あたり最大 58 万円 ※資力のない場合に適用	単身世帯:150 万(75+75) 複数世帯の 3/4
半壊		複数世帯:150 万(50+100)
一部損壊	なし	単身世帯:112.5 万(37.5+75) 複数世帯の 3/4
		なし
		なし

# 被災証明\_\_住家の被災度判定例



被害なし



一部損壊



半壊



全壊

